

宝塚市公用車広告掲載 募集要項

宝塚市役所の公用車両に掲載する広告主を次のとおり募集します。

●仕様、注意事項等

【広告媒体名称】宝塚市公用車両
【広告の種別】マグネットシート（強力磁石）
【広告の規格】縦40cm×横60cm、厚さ0.6mm以上1.0mm以下
【募集台数】10台（複数台申込可）
【掲載個所】両側フロントドア
【掲載期間】令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 1か月分より申込可 ＊期間満了時に申し入れにより更新可（申込書の再提出要）
【年間走行距離】約5,600km（目安）
【広告料】1台あたり月額3,300円（消費税及び地方消費税を含む） ※掲載開始が月の半ばであっても1か月分の広告料を徴収します。
【広告デザイン】 ①掲載する広告の中に 広告 と表示すること。（縦4cm×横6cm以上） ②宝塚市広告掲載要綱第3条及び「宝塚市公用車広告掲載」要領第3条に定める基準を満たすこと。 ※広告の内容やデザインが、交通事故を誘発し、交通の安全に支障を及ぼす可能性があると判断された場合、デザインの変更をお願いする場合があります。
【費用負担等】 ①広告は広告主の費用と責任において作成し、広告の提出及び撤去に要する費用は広告主の負担とします。 ②広告提出期間中に広告の損傷が生じた場合は、広告主において原状回復するものとします。 ③広告の撤去作業により、車体塗装の剥離等の損害が生じた場合は、広告主の費用と責任において原状回復するものとします。 ④公用車の運行に伴う事故等により広告が毀損し、または破損、紛失したときは市が修復経費等を負担します。 ⑤その他広告掲載中に支障が生じたときは、広告主と市が協議の上、解決するものとします。
【その他】 ①申込者は市税の滞納はないものとします。 ②広告主の決定を受けた者は、「宝塚市公用車広告募集」に関する契約書により、市と契約を締結し、また、契約を締結するに当たり「宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例」

第7条及び「宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱」第3条第2号に基づく誓約書を提出してください。

- ③掲載決定後、兵庫県屋外広告物条例に規定する許可申請が別途必要となりますので、掲載前に屋外広告物許可書の写しを提出してください。許可申請手数料（1台あたり 600円）は別途掲載者の負担となります。

●申込方法等

【提出書類】

- ① 広告掲載申込書
- ② 誓約書
- ③ 商業登記の現在事項全部証明書の写し（発行後3か月以内のもの）
- ④ 市税の納税証明書（最新年度のもの）
- ⑤ 屋外広告物許可書の写し（掲載までに提出）

【募集期間】

令和8年2月1日から令和9年1月31日まで

※掲載廣告の審査等が必要となりますので掲載を希望する日の4週間前までに申込をお願いいたします。

●申込先・お問い合わせ

宝塚市役所 総務部 管財課 担当 藤井、三好

電話 0797-77-2031（直通）

メール m-takarazuka0017@city.takarazuka.lg.jp